

引き上げ分の地方消費税収が充てられる社会保障施策に要する経費内訳

【歳入予算額】 地方消費税交付金 285,000千円 (一般分 128,500千円、社会保障財源分 156,500千円)

【歳出予算額】 社会保障施策に要する経費 1,601,959千円

(単位：千円)

科目名	経費	財源内訳					
		特定財源			一般財源		
		国(県)支出金	町債	その他	引上げ分の地方消費税(社会保障財源化分の交付金)	その他	
社会福祉費	社会福祉総務費	143,003	21,633	0	5,674	5,246	110,450
	障害者福祉費	330,330	228,350	0	0	22,953	79,027
	老人福祉費	245,130	32,642	0	5,644	44,016	162,828
	社会福祉施設費	9,513	0	0	0	0	9,513
	国民年金費	5,298	3,064	0	0	0	2,234
	国民健康保険事業費	116,011	54,857	0	0	9,000	52,154
	地域福祉基金費	6	0	0	6	0	0
	介護保険事業費	201,509	7,610	0	5,311	39,973	148,615
児童福祉費	児童福祉総務費	113,850	55,458	0	10,220	8,055	40,117
	児童措置費	317,294	227,268	0	13,242	18,363	58,421
	子ども・子育て支援給付費	5,459	4,250	0	0	289	920
保健衛生費	保健衛生総務費	60,383	0	0	99	0	60,284
	予防費	44,879	2,199	0	5,081	7,629	29,970
	母子衛生費	6,106	500	0	0	976	4,630
	子育て世代包括支援センター母子保健型事業	3,188	2,124	0	0	0	1,064
合計	1,601,959	639,955	0	45,277	156,500	760,227	

※この内訳表は、引上げ分に係る地方消費税収(市町村交付金を含む。以下同じ。)については地方税法第72条の116により「消費税法第1条第2項に規定する経費その他社会保障施策(社会福祉、社会保険及び保健衛生に関する施策をいう。)に要する経費に充てるものとする」とされているため、引上げ分に係る地方消費税収を社会保障施策に要する経費へ充当する見込み額の内訳です。